

**【協議第22号】**

慣行の取扱いについて(協定項目19)

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 市章については、新市の名称決定後、合併までに公募により募集し、選考するものとする。
- 2 市旗、市民憲章、市の花、市の木、市の鳥、市の歌及びキャッチフレーズについては、新市において新たに定めるものとする。なお、旧町の歌は、地域の歌として残していくものとする。
- 3 イメージキャラクター及び宣言については、新市において必要性も含めて検討する。なお、旧町のキャラクターは、地域のキャラクターとして残すものとする。
- 4 姉妹・親善市町については、新市に引き継ぐものとする。
- 5 表彰制度については、新市発足後において新たな制度を創造するものとする。なお、名誉町民については、すでに旧町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、新市に引き継ぐものとする。

平成15年12月1日提出

氏家町・喜連川町合併協議会会長 秋元 喜平

氏家町・喜連川町合併協議会の調整内容

協議事項	19 慣行の取扱い	関係項目	市章、市旗、市民憲章、市の花、市の木、市の鳥、市の歌、キャッチフレーズ、イメージキャラクター、宣言、名誉市民
調整の内容	<p>1 市章については、新市の名称決定後、合併までに公募により募集し、選考するものとする。</p> <p>2 市旗、市民憲章、市の花、市の木、市の鳥、市の歌及びキャッチフレーズについては、新市において新たに定めるものとする。なお、旧町の歌は、地域の歌として残していくものとする。</p> <p>3 イメージキャラクター及び宣言については、新市において必要性も含めて検討する。なお、旧町のキャラクターは、地域のキャラクターとして残すものとする。</p> <p>4 姉妹・親善市町については、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>5 表彰制度については、新市発足後において新たな制度を創設するものとする。なお、名誉町民については、すでに旧町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、新市に引き継ぐものとする。</p>		

現		況	具体的な調整方法
氏家町	喜連川町		
町章			<p>新市の名称決定後、合併までに新市のイメージに合わせた市章を定める。 なお、制定については公募によるものとする。</p>
<p>昭和44年11月制定 中心の円は「和」を表わし、外側の円は無限に発展する波紋と「和」のひろがりを、上部の突起は未来に向かって前進する氏家町を表現した。これらの内容を氏家町の「ウ」の字に形象化したもの。</p>	<p>昭和39年12月制定 喜の字を図案化し、斬新と簡明化を図り、エネルギッシュな向上性を表現したもので、キの字の中に町村合併を表す川を配したものである。</p>		
町旗			<p>市旗については、新市において新たに定める。</p>
<p>昭和44年11月制定（内容別紙記載）</p>	<p>昭和40年12月制定（内容別紙記載）</p>		
町民憲章			<p>市民憲章については、新市において新たに定める。</p>
<p>昭和55年11月制定（内容別紙記載）</p>	<p>昭和50年6月制定（内容別紙記載）</p>		
<p>町の花 うのはな 町の木 けやき 町の鳥 せきれい</p>	<p>ごびにしき（護美錦） あかまつ（赤松） なし</p>		<p>市の花、木、鳥については、新市において新たに定める。なお、制定については公募によるものとする。</p>

氏家町・喜連川町合併協議会の調整内容

協議事項	19 慣行の取扱い	関係項目	
調整の内容			

現 況		具体的な調整方法
氏家町	喜連川町	
町の歌 氏家町民の歌 卯の花の里 氏家音頭 ほだんべ音頭	喜連川温泉音頭	合併後、新市のイメージソングを作成する。なお、旧町の歌も地域の歌として地域のイベント、祭り等で活用し、残していくものとする。
キャッチフレーズ 『水が澄み、人が輝き、文化のいきづくまち』	『やさしさと活力に満ちた文化の薫るまちづくり』	新市まちづくり計画において決定されるキャッチフレーズ等を参考とし、新市において将来像を表すキャッチフレーズを決定する。
イメージキャラクター エルちゃん	ハッピートリオ	新市において必要性も含めて検討する。なお、旧町のキャラクターも地域のキャラクターとして地域のイベント、祭り等で活用し、残していくものとする。
宣言 なし	「小さな親切」運動宣言の町（平成4年9月） 非核平和都市宣言（平成4年9月）	宣言については、新市において必要性も含めて検討する。
親善・姉妹市町 埼玉県騎西町（平成11年10月）	茨城県古河市（昭和60年4月）	親善・姉妹市町については、新市に引き継ぐものとする。
表彰制度 名誉町民（内容別紙記載） 氏家町名誉町民条例（昭和50年3月制定） 氏家町名誉町民条例施行規則（昭和50年3月制定） 表彰（内容別紙記載） 氏家町表彰条例（昭和60年3月制定） 氏家町表彰条例施行規則（昭和60年3月制定）	名誉町民（内容別紙記載） 喜連川町名誉町民条例（昭和42年3月制定） 喜連川町名誉町民条例施行規則（昭和42年7月制定） 表彰（内容別紙記載） 喜連川町表彰条例（平成13年3月制定） 喜連川町表彰条例施行規則（平成13年3月制定）	表彰制度については、新市において新たな制度を創設する。なお、名誉町民は新市に引き継ぐものとする。

町旗、町民憲章、名誉町民制度、表彰制度

氏家町	喜連川町
町旗（昭44.11制定）	町旗（昭40.12制定）

町旗、町民憲章、名誉町民制度、表彰制度

氏家町	喜連川町
<p>町民憲章（昭55.11制定）</p> <p>氏家町は、水と緑と光に恵まれ、歴史と伝統にかがやく町です。私たちは、明るくひらかれた未来を築くため、町民の誓いを定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 健康で働き、くらしの豊かな町をつくりましょう。</li> <li>－ きまりを守り、思いやりのある楽しい町をつくりましょう。</li> <li>－ 学ぶことを大切に、文化の高い美しい町をつくりましょう。</li> </ul>	<p>町民憲章（昭50.6制定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ わたくしたちは自然を愛し環境をととのえ美しい町喜連川にしましょう。</li> <li>－ わたくしたちは心身をきたえ仕事にはげみ豊かな町喜連川にしましょう。</li> <li>－ わたくしたちは敬愛の心をそだて親切をつくし明るい町喜連川にしましょう。</li> <li>－ わたくしたちは歴史と伝統を生かしよい風習をそだて教育の町喜連川にしましょう。</li> <li>－ わたくしたちはきまりを守り平和な家庭をつくり住みよい町喜連川にしましょう。</li> </ul>
<p>氏家町名誉町民制度 0人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 称号を贈る条件 広く社会文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶で郷土の誇りとして町民の尊敬の的と仰がれる人物であること</li> <li>2 推挙 町長が議会の同意を得て推挙する</li> <li>3 顕彰 名誉町民章を交付する</li> <li>4 礼遇 (1) 町の公の式典に招待すること (2) 名誉町民としてふさわしい礼遇をすること</li> </ol>	<p>喜連川町名誉町民制度 4人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 称号を贈る条件 広く社会文化の興隆に顕著な功績があり、世の敬仰を受ける人物であること</li> <li>2 推挙 町長が議会の同意を得て推挙する</li> <li>3 顕彰 名誉町民章を交付する</li> <li>4 礼遇 (1) 町の公の式典に招待すること (2) 死亡の際における名誉町民としてふさわしい礼をもってする弔慰 (3) 名誉町民としてふさわしい礼遇をすること</li> </ol>
<p>氏家町表彰制度</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 目的 本町の自治の振興、民風の改善、公益の増進、福祉の強化等につき功労又は善行のあった者を表彰する</li> <li>2 被表彰者 議会議員、町長、助役、収入役、教育長等公益に関して功労顕著な者・基準年数以上公職にある者・徳行優れた者・多額の寄付をした個人、団体・永年にわたり公職にある者</li> <li>3 顕彰 表彰状及び記念品を贈呈する</li> </ol>	<p>喜連川町表彰制度</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 目的 本町の自治の振興、公益及び福祉の増進等につき功労又は善行のあった者を表彰する</li> <li>2 被表彰者 議会議員、町長、助役、収入役、教育長等公益に関して功労顕著な者・基準年数以上公職にある者・多額の寄付をした者</li> <li>3 顕彰 表彰状及び記念品を贈呈する</li> </ol>